

平成 26 年 4 月 16 日
会 計 管 理 室

練馬区金銭管理対策検討委員会最終報告について

区が職務上取り扱う公金以外の現金等（以下、「準公金」という。）については、各職場において適正な管理をするべく取り組んできたところであるが、昨年度、学校や総合福祉事務所において準公金に関する金銭事故が連続して発生した。

これを受けて、平成 25 年 9 月に区は、金銭管理対策検討委員会を設置し、準公金の管理について調査・改善を行うとともに、準公金の厳正な管理のための対策を検討してきた。本年 3 月、検討委員会より最終報告書が提出されたので報告する。

1 検討の経過

- 平成 25 年 9 月 金銭管理対策検討委員会設置（委員長 副区長）
以後 26 年 3 月までに検討委員会を 7 回開催
準公金に関する全庁調査の実施
- 11 月 金銭管理対策委員会中間報告
準公金管理ガイドラインの策定・周知
- 12 月 検討委員会メンバーに弁護士・公認会計士が加入
- 平成 26 年 1 月 金銭管理職場視察・マニュアル整備状況調査
3 月 最終報告

2 報告書

練馬区金銭管理対策検討委員会最終報告書 別添のとおり

3 報告の概要

(1) 金銭管理の現状調査結果（平成 25 年 9 月末現在）

区分	現金 (円)	預金 (円)	合計金額 (円)	手掲げ金庫 (個)	預金通帳 (冊)
公 金	24,000,479	316,899,368	340,899,847	309	1,141
準公金	49,344,746	1,583,020,327	1,632,365,073	75	698
計	73,345,225	1,899,919,695	1,973,264,920	384	1,839

(2) 金銭事故の検証および対応

- ・福祉部および学校で発生した 3 件の金銭事故の検証
- ・個別の再発防止策の確認および現場視察の実施

(3) 再発防止に向けた課題の整理と取り組み

- ・ 準公金ガイドラインの策定および運用開始（平成 25 年 11 月～）
「準公金は必要最小限とし、取り扱うべき対象および内容を明確にする」
「準公金の管理は、公金に準じて厳正に行う」
- ・ 各課での準公金管理マニュアルの策定および運用開始（平成 26 年 1 月～）

(4) 今後の対応

- ・ 多層なチェック体制の構築（準公金管理に係る定期モニタリングの実施）
- ・ 各部の自己検査の徹底と改善策の実施
- ・ 運用の検証を踏まえたガイドラインの修正
- ・ 全庁的なチェック組織への移行（検討委員会の役割変更）

4 その他

本報告書については、4月25日開催の企画総務委員会に報告後、全議員に報告書を配布するとともに、区ホームページで公表する。